

家庭系ごみ袋及び大型ごみ処理券販売等委託業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、市民が家庭系一般廃棄物を適切に排出できるよう、生駒市家庭系指定ごみ袋及び大型ごみ処理券(以下「指定ごみ袋」という)を市民が購入しやすい店舗等で安定的かつ円滑に入手できる体制を確保することを目的とする。あわせて、指定ごみ袋の販売を通じて取扱店舗のつながりを活用し、市民(消費者)に対しては、家庭からのごみ排出削減や5Rに関する啓発を行い、事業者に対しては、事業活動におけるごみ減量や5R推進の取り組みを広げることで、効果的かつ継続的なごみ減量施策を推進することを目的とする。

※5Rとは

「循環型社会形成推進基本法」にて、ごみを出さない:Reduce(リデュース)、繰り返し使う:Reuse(リユース)、資源として別のものに作り変える:Recycle(リサイクル)の3つのRからなる3Rに、修理して使う:Repair(リペア)、受け取らない:Refuse(リフーズ)を加えたもの。

2 参加要件

受託者は、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) 生駒市内に本店又は支店(主たる営業所から本市との契約について、一切の権限を委任されている営業所)を有する者。
- (2) 生駒市に隣接する自治体に本店又は支店を有する者。

3 業務委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4 保管・(配送)品目及び年間配送数量

種類	1箱単位	R6年度 年間配送箱数
家庭系指定ごみ袋45ℓ	450mm×260mm×130mm 10枚入り×30セット	約4,000箱
家庭系指定ごみ袋30ℓ	400mm×245mm×130mm 10枚入り×30セット	約4,500箱
家庭系指定ごみ袋15ℓ	340mm×190mm×130mm 10枚入り×30セット	約4,800箱
家庭系指定ごみ袋7ℓ	310mm×135mm×130mm 10枚入り×30セット	約3,600箱
大型ごみ処理券	307mm×420mm×150mm 10枚入り×500セット	約10箱

(1) 受託者は、生駒市内の自社施設または賃借している倉庫において、上記年間配送箱数の 1/2 に相当する数量を同時に保管できるスペースを確保し、適切に保管すること。

(2) 製品の保管は、納品時のパレット積みでの2段積みに対応できる積み方とすること。

1パレットあたりの積載箱数は以下のとおりとする。

種類	1パレットあたりの積載箱数
家庭系指定ごみ袋45ℓ	8箱×8段=64箱
家庭系指定ごみ袋30ℓ	8箱×10段=80箱
家庭系指定ごみ袋15ℓ	16箱×9段=144箱
家庭系指定ごみ袋7ℓ	24箱×8段=192箱

5 業務内容

本業務における受託者の業務は、以下のとおりとする。

(1) 保管・配送・手数料徴収等に係る業務

1) 取扱店の募集及び発注者への報告

ア 取扱店の新規登録、変更登録（店舗名・住所の変更等）、閉店・廃業等による取扱店の廃止登録があった場合は、発注者へ報告すること。

イ 取扱店拡大の促進など、利用者（市民）サービスの向上に繋がる取り組みを実施すること

ウ 受注者は、取扱店と適正な契約を行うこと。

2) 発注者が預託した指定ごみ袋の保管・受注・配送業務

ア 適正な体制で保管・受注・配送業務を行うこと。また、緊急時の対応も含めること。

イ ごみ袋等の保管は防火性や耐火性、防水機能などの施設要件を満たした適切な建物内で行い、保管量に応じて必要面積を確保すること。必要な面積は「4 保管・（配送）品目及び年間配送数量」を参考とし、受託者にて設定するものとする。保管場所は汚損、火災、盗難、紛失、荷崩れ、指定ごみ袋等以外との混同等を防止する措置を講じること。

ウ 受託者は、発注者から預託されたごみ袋等を受託者が用意した倉庫等にて受け取り、受注者が倉庫内に整理すること。

エ 受託者は、委託業務及び配送するごみ袋等の扱いに関して、善良なる管理者の注意をもって誠実に対応するものとする。

オ 指定ごみ袋等に破損、汚損等の不良が確認された場合は、速やかに発注者へ取扱店の配送状況を報告し、原因を確認のうえ適切に処理すること。

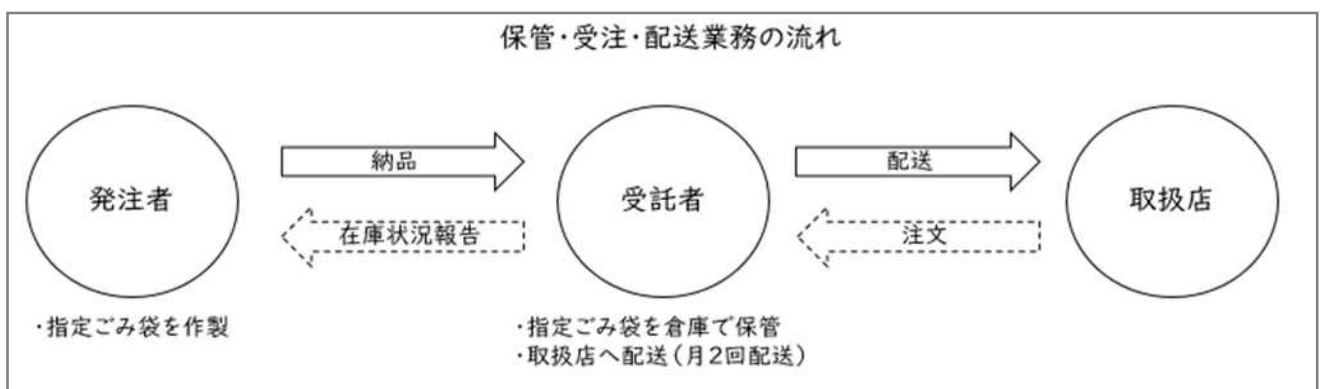
カ 在庫管理については、指定ごみ袋等の需要を的確に把握し、欠品や過剰在庫とならないよう在庫管理を行うこと。在庫状況は毎月末時点で整理し、発注者へ報告すること。必要に応じて発注者が求めたときは随時報告すること。

キ 受注業務は、電話、ファックス、電子メール等により行い、確実に連絡がとれる体制を整備すること。取扱店ごとに重複や誤発注等が生じないよう適切に管理すること。

ク 受注の受付時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。

ケ 配送については、原則として月2回以上実施すること。配送時間は午前9時から午後5時までを標準とし、取扱店の営業に支障を与えないよう調整すること。配送単位はごみ袋1箱、大型ごみ処理券10枚単位とする。ただし、取扱店と協議の上、変更することができる。

コ 配送に使用する車両は、荷物の安全輸送に適したものとし、保険加入済みであること。積載物が汚損・破損しないよう適切に管理できる構造であること。



3) 家庭系一般廃棄物処理手数料(ごみ袋代金)の徴収業務

ア 受託者は毎月取扱店に販売した指定ごみ袋にかかる家庭系一般廃棄物処理手数料(ごみ袋代金)を翌月の末日までに本市へ納入すること。

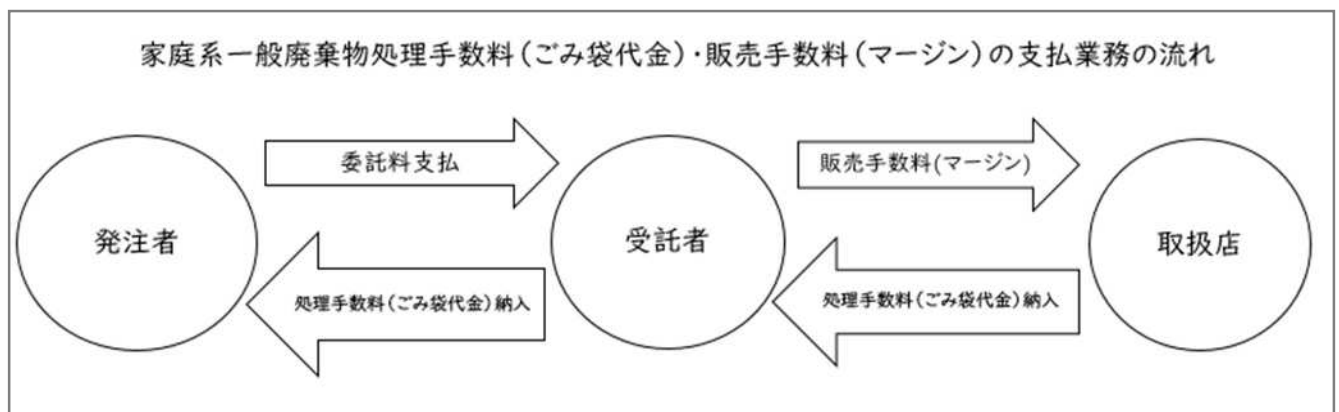
イ 受託者は毎月の業務終了後、業務完了報告書に家庭系一般廃棄物処理手数料(ごみ袋代金)徴収状況を明らかにする書類を添付し、発注者に提出すること。

4) 指定ごみ袋の取扱店への販売手数料(マージン)の支払業務

ア 取扱店に支払う販売手数料(マージン)については、受託者の責任において設定し、取扱店に対して支払うものとする。

イ 受託者は提案書において、料率及び支払方法を明示すること。

ウ 販売手数料(マージン)の設定にあたっては、取扱店の協力が得られるよう合理的かつ妥当な範囲で提示すること。



(2) 5Rの推進・啓発業務

1) 市民(消費者)向け施策の提案

ごみの減量及び5Rの推進に資する取り組みを、市民の身近な生活行動や購買行動と結び付けて実施する施策の提案を行うこと。市内店舗や5R推進啓発イベント等を通じて、家庭における意識啓発や実践行動の促進を図ること。

【例:食品ロス・生ごみ削減に繋がる「3キリ運動」やフードドライブの宣伝、リユース・リペアの推進(リサイクルショップ・おもちゃ修理店舗の紹介等)】

2) 事業者向け施策の提案

スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等の小売事業者や飲食店、その他民間事業者に対し、事業活動の中でごみ減量や5Rの取り組みを促進するための施策の提案を行うこと。販売業務や店舗運営、消費者との接点を活かした啓発や協働の仕組みづくりを含むこと。

【例:食器市・リユース市などのごみ削減イベントの開催、資源ごみの回収協力店舗の拡大・周知、情報誌に分別の案内やごみ減量優良店舗などの情報掲載等】

3) その他

指定ごみ袋の販売を通じて、本市のごみ減量施策に資する新たな取り組みがあれば提案すること。

【例：啓発媒体や情報発信の活用、広告・広報機能の強化、地域・店舗ネットワークを生かした独自の取り組み等】

6 配送先および数量

配送先に関しては、別表Ⅰ「生駒市家庭系指定ごみ袋・大型ごみ処理券取扱店」を参照すること。ただし、取扱店の新規契約や変更契約による増減も含むものとする。

7 受託者の責務

受託者は、本仕様書を遵守し、誠実かつ確実に業務を履行しなければならない。
また、関係法令（廃棄物処理法、労働安全衛生法、道路交通法、個人情報保護法等）を遵守すること。

8 従事者

- (1) 受託者は、業務に従事する自社従事者および再委託先従事者の名簿を発注者に提出し、変更があった場合は速やかに届け出ること。
- (2) 統括責任者を置き、統括管理を行うこと。統括責任者は受託者との雇用関係を確認できる者とする。
- (3) 従事者には必要な教育・訓練を行い、市民や事業者への対応にふさわしい接遇を徹底させること。

9 保険・補償

- (1) 受託者は、業務に使用する車両・設備について対人・対物無制限の損害賠償保険に加入すること。
- (2) 受託者は、業務に使用する倉庫について、業務期間中に発生し得る火災その他の損害に備えた保険に加入すること。
- (3) 業務遂行中に発生した事故や損害については、受託者がその責任を負う。

10 秘密保持

受託者は、業務を通じて知り得た個人情報や営業上の秘密を第三者に漏らしてはならない。
この義務は契約終了後も存続する。

11 報告及び監査

- (1) 受託者は、業務実績を定期的に発注者へ報告すること。
- (2) 発注者が必要と認めたときは、監査・立入検査に応じなければならない。

12 車両・機材管理

受託者は、保管・配送に使用する車両・機材を適切に管理し、安全かつ衛生的な状態を保持しなければならない。

13 安全衛生

受託者は、従事者の安全衛生管理に努め、労働災害防止のため必要な措置を講じること。
また、火災・盗難・自然災害等に対して緊急対応計画を策定し、発注者に提出すること。

14 一括再委託等の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、受託者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(1)再委託できる業務の可否

本業務委託のうち、第三者（子会社を含む）に再委託できる業務の範囲は、下表を確認するものとする。

業務区分	再委託の可否
保管・在庫管理業務	可
配送業務	可
5Rの推進・啓発業務	可
取扱店の募集及び発注者への報告業務	否
受付・手数料徴収・販売手数料支払業務	否

(2)再委託先が変更になる場合

受託者は、再委託先が変更となる場合は、変更しようとする日の1ヶ月前までに本市に報告し、本市の承諾を得なければならない。

15 本業務終了時の引継ぎ

契約満了までに、次期業務が円滑かつ確実に履行できるよう、次期受託者への引継ぎを行うこと。発注者及び次期受託者から協力要請があれば積極的に対応すること。

16 その他留意事項

(1) 本仕様書に定められていない事項については、発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) ごみの減量に向けた取り組みや、消費者への5Rの啓発など、効果的かつ継続的なごみ減量施策を必ず提案すること。また、仕様書に定めのない事項は、双方協議のうえ決定する。

生駒市家庭系指定ごみ袋・大型ごみ処理券取扱店

(順不同・令和7年7月16日現在)

店 舗 名	住 所
くすりの早野	高山町
太平商会	
中谷米穀商店	
奈良先端科学技術大学院大学内売店	
コメリパワー生駒店	
イオン 登美ヶ丘店	鹿畑町
いそかわ イトーピア店	鹿ノ台南
上武建設株式会社	北大和
スーパーヤオヒコ北大和店	
ココカラファイン北生駒店	上町
スーパーセンターオークワ 生駒上町店	
ファミリーマート生駒上町店	
ココカラファイン上町台店	上町台
ネクスト今小路 真弓店	真弓
くすりのアオキ真弓店	
近商ストア 白庭台店	白庭台
セブンイレブン 生駒白庭台駅前店	
ファミリーマート生駒西白庭台	西白庭台
梶田電気 あすか野店	あすか野南
生鮮&業務スーパーボトルワールドOK 生駒店	南田原町
セブンイレブン 生駒南田原町店	
いそかわ 新生駒店	小明町
キリン堂生駒店	
ジャパン 生駒店	松美台
梅本石油(生駒SS)	俵口町
ディアーズコープいこま	
株式会社 パナファミリー 本店	
ホームセンターコーナン 生駒店	
ファミリーマート生駒東松ヶ丘店	東松ヶ丘
梅本石油(本店)	西松ヶ丘
近鉄百貨店 生駒店	谷田町
スギ薬局 生駒店	
万代 生駒店	
ココカラファイン生駒店	
コクミンドラッグ近鉄生駒店	
近商ストア 新生駒店	北新町
ダイコクドラッグ近鉄生駒駅前北口店	
あらもの おおにし	元町
セブンイレブン 生駒元町一丁目店	
株式会社 パナファミリー 東生駒店	山崎町
セブンイレブン 生駒山崎町店	

生駒市家庭系指定ごみ袋・大型ごみ処理券取扱店

(順不同・令和7年7月16日現在)

店 舗 名	住 所
オークワ 生駒菜畑店	中菜畑
万代 菜畑店	
セブンイレブン生駒東菜畑店	東菜畑
スギ薬局 東生駒店	
読書館	東生駒
ハーベス 東生駒店	
KOHYO東生駒店	
ジップドラッグ生駒南店	
中嶋商店	壺分町
中村屋 東生駒店	
ファミリーマート 壺分インター北店	
フジオパナショッブ	
ディスカウントドラッグコスモス壺分店	
セブンイレブン 生駒壺分町店	
太陽テクノサービス 本社ビル	小瀬町
DCM 南生駒店	
生鮮&業務スーパーボトルワールドOK 南生駒店	小平尾町
スギドラッグ 南生駒店	
カインズ 奈良二名店	奈良市
コープ学園前(あったか便移動販売車でも取扱います)	
ならコープ西奈良支所(共同購入・こまどり便・地域受取ハウス)	
ハーベス 松陽台店	
バロー登美ヶ丘店	
スギ薬局 登美ヶ丘店	
ザ・ビッグエクストラ平群店	平群町
プライスカット 生駒東山店	
スギドラッグ 平群店	
コメリパワー 平群店	
カインズ 木津川店	京都府木津川市
ホームセンターコーナン 精華台店	京都府精華町
MEGA ドン・キホーテ UNY 精華台店	
松源 精華店	

- ◆清掃リレーセンターでも販売しています。
- ◆清掃リレーセンターでは、生駒市家庭系指定ごみ袋は1枚単位から販売しています。
- ◆有料となるごみは、指定ごみ袋に入れるか大型ごみ処理券を貼って、指定された場所に出してください。

最新の取扱店情報は生駒市公式HPに掲載しています。
<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000002918.html>

